

No. 27

制 度 名	地域少子化対策重点推進交付金	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G
		問合せ先	029-301-3261
目的・趣旨	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組を支援する施策を推進し、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。		
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 ・地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、子育てしやすい生活環境を整備するために、地方自治体が実施する取組 ・結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組 (2) 結婚新生活支援事業 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する自治体を対象に、国が自治体による支援額の一部を補助 〔補助要件等〕 (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ・交付対象：ライフデザイン支援に対する取組 - 結婚に対する取組 - 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・気運の醸成の取組 等 (2) 結婚新生活支援事業 ・対象世帯：夫婦ともに 39 歳以下かつ世帯所得 500 万円未満の新規に婚姻した世帯 〔対象経費〕 (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金 (2) 結婚新生活支援事業 市町村の支給する経費であって、以下に係るもの。 ・婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、リフォーム費用に係る支援 ・婚姻に伴う引越費用に係る支援（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。） 〔補助限度額等〕 (1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業／結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 1 市町村当たりの交付上限額：7,000 万円 (2) 結婚新生活支援事業 1 世帯当たりの交付上限額：30 万円（ただし、夫婦ともに 29 歳以下は 60 万円） 〔経費負担割合〕 ※国負担割合は、以下のとおり。 ・ライフデザイン・結婚支援重点推進事業 一般メニュー 【2/3】、重点メニュー 【3/4】			

・結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業 一般メニュー【1/2】、重点メニュー【2/3】 ・結婚新生活支援事業 都道府県主導型市町村連携コース【2/3】、一般コース【1/2】				
区 分	国	県	市町村	その他
	1/2、2/3、 3/4	-	1/2、1/3、 1/4	-
〔令和 7 年度当初予算額〕 224,103 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 6 月頃決定予定		
〔備考〕				